

# 川辺川利水訴訟

熊本県五木村

清流川辺川に計画された巨大なダム計画。事業目的が失われたにもかかわらず、建設省は昨年4月、

ダム建設の着工を宣言した。

日本中の公共事業の縮図がここにも、ある。

弁護士 国宗直子(熊本県弁護士会)

## 一 川辺川

九州山地の奥深くに端を発し、九州のほぼ中央を北から南へと流れる川辺川。熊本県泉村、五木村、相良村を経て、急流球磨川と合流する。雨のあがつた次の日、この合流地点に立つと球磨川と川辺川の水の境がくつきりと見える。青く澄んだ川辺川の水、いつまでも希釈されない球磨川の泥水。上流にダムがあるかないかの違いをまさまでと見せ付ける。しかし、今の川辺川も巨大ダム計画に翻弄されている。

○ ○ ○ ○ ○

## 二 川辺川ダム

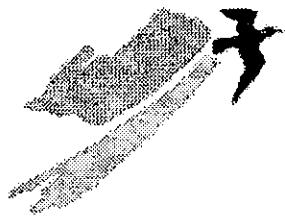
計画されているダムは、水面からの高さ一〇七・五メートル、総貯水量一億三三〇〇万トンのアーチ式コンクリートダム。予定地は五木村と相良村の村境付近。広大なダム湖は「五木の子守歌」で知られる五木村の中心地を沈めてしまう。

ダムの目的は、洪水調節、流水の正常な機能、かんがい、発電。この中で実質的に重要な役割を担わされている

## INTERNET TOPICS

### The Ramsar Convention on Wetlands

<http://www.iucn.org/themes/ramsar/index.html>



今回のホームページはラムサール条約会議のものだ。ラムサール条約はイラン、ラムサールで締結された湿地の保護に関する内容を定めている。これは主には野鳥の保護を考えているが、湿地に生息する野生生物保護もこの条約の目的となっている。ラムサール条約登録湿地としては釧路湿原が存在する。諫早湾は広大でかつムツゴロウに限らず多くの野生生物にとって意味があるのだが、登録湿地ではない。おかしいぞ。

ともかく、ホームページでは現在105カ国の国が参加し、895カ所の湿地が保護の対象となっているということだ。このウェブサイトは膨大なページ数のぼり全部はとても紹介することはできず大まかな紹介しかできない。ともかく、このウェブサイトを読んでいて感じることは、条約会議に集まる人たちがNGOの価値を認め、誰でも受け入れようとするアットホームな雰囲気を持っていることだ。ウェブサイトには第7回会議の様子も詳しく報告されていて締結国の中の代表のみならず多くのNGOが世界各地から集まっている様子が写真入りで紹介されている。ここにはラムサールフォーラムというのがあり、「The Ramsar Forum is pleased to invite all interested persons to join Ramsar Forum . . . 」とあり、E-mail(ramsar-mgr@indaba.iucn.org.)を送れば、ラムサール条約会議に関する情報が送ってもらえる。ラムサール条約会議に参加したNGO、市民らは最初は変な人たちが集まっているし、どこで何を議論しているかわからないのだそうだ。しかし、だんだん慣れてくるとたくさんの人たちが関わっていることが分かってくると言う。

NGOの連帯というのはそういうものだ。(籠橋)

のがかんがい目的、すなわち利水事業である。

○ ○ ○ ○ ○

## 三 利水計画の変遷

川辺川にダムを作るという話が持ち上がったのは昭和30年代である。当時はまだ日本国内でも利水開拓が進み、区画整理等を中心事業とする総合開発計画としてスタートしたとき、実は多くの農民はこれを冷やかに受け止めた。最も水を求めていたはずの高原台地では、水稻作の地域ではすでに水路が整備され、畑作の地域では水のいらない茶畠が成功をおさめていた。しかも、減反政策の中でもこれまで以上米は作れなくなっていた。水はない

叫ばれ、日本の至る所に農地が広げられていった。相良村、錦町、深田村にまたがるおよそ二〇〇〇ヘクタールの高原(たかんばる)台地も、戦後開拓の対象は棄却(一部却下)の決定を行なった。この裁決取消を求めて一九九六年六月二六日八六六名が提訴した。

こうして、「国営川辺川土地改良事業変更計画に対する異議申立て棄却決定取消請求事件」という長い名前の行政裁判が始まる变成了した。

## 五 爭点

最大の争点は、土地改良法が要求する対象農家の三分の二の同意があった

一九九七年四月、建設省はダム本体工事に着手すると宣言した。現在川の流れを変更するための工事が進められている。「水はない」という農民に水を押しつけてまで強行されようとしている巨大公共工事のあり方が、今緊急に問われなければならない。

## 六 最後に

長い間開示を求めてきた同意書が九月二〇〇〇年に開示された。同時に農水大臣は「この中には実は同意時死亡していた者や権利を移譲していた者が含まれていた」と自白し、有効同意数が六二名も減少してきた。「推して知るべし」である。農水大臣は「この中には実は同意時死んでいた者や権利を移譲していた者の主張を用水事業だけで二〇〇六〇名となると、農水大臣が「有効な三分の一の同意があつた」と主張してはならない同意書の中身が問われることになる。

「後継者もないのに、金を払ってまで水はない」。

農民は重い腰をあげた。農民は気が長い。しかし、当初計画の規模縮小が必要とされ、一九九四年に変更計画が出されたとき、ようやく反対運動が起こり、これが終息するまでおよそ二五年を要した。

この間、日本の農業情勢は大きく転換した。一九八三年に、国営川辺川土地改良事業が、高原台地を含む受益面積三五九〇ヘクタールの用水路、農地造成、区画整理等を中心事業とする総合開発計画としてスタートしたとき、

七一年一〇月ついに開示された。

同時に農水大臣は「この中には実は同意時死んでいた者や権利を移譲していた者が含まれていた」と自白し、有効同意数が六二名も減少してきた。「推して知るべし」である。

農水大臣が「有効な三分の一の同意